

近世期山村支配の基調と「公儀」

一 元和五年椎葉山騒動の再検討

大賀 郁夫

はじめに

地理的に隔絶された山村社会は、非稲作地帯として経済的には稲作地帯より低位に置かれ、また稲作文化とは異なる畑作文化を温存している特殊な地域空間として捉えられている。この山村では、特に慶長・元和期に集中して一揆が起きていたが、これは幕藩領主による石高制強制に対して各地で激しい抵抗がみられた検地反対一揆とは異なり、一定の共通した基盤を持つ「初期山村一揆」と呼ばれている。幕藩権力はこうした初期山村一揆に対して徹底した鎮圧と大量殺戮を強行し、非稲作文化の壊滅に多大な影響を与えたといわれている¹⁾。その初期山村一揆の典型として位置づけられているのが、元和五年に日向国臼杵郡椎葉山で起こった椎葉山騒動である。

椎葉地方は「椎葉山」もしくは「那須山」と称され、九州山地のほぼ中央に位置し、「四面みな峻岳重嶺絶嶮にして樵夫袖人もたやく分人事を得ず²⁾」と言われた、平家落人伝説でも知られた山間地域である。元和五（一六一九）年に起きた椎葉山騒動（以下「騒動」と略称する）は、遠国山間部で起きたにもかかわらず、その鎮圧には旗本を上使とした幕府軍が直接派遣され、大量殺戮が行われている。事件の経緯については、山中において記録され語り継がれるとともに、鎮圧に参加した人吉藩や幕府によってもかなり詳細に記録されており、その意味でも特異な事件であったことが窺える。

近年福田アジオ氏はこの初期山村一揆について、こうした弾圧は体制側の危機感

があったためとする見解を示している。氏は慶長・元和期に起こった各地の山村一揆の構造の検討から、いずれも畑作中心の山村であることに注目し、「支配体制が山村の独自性を否定して石高制の中に完全に組み込むための武力行使³⁾」であり、「稲作社会に基盤を置く幕藩体制と非稲作社会の最終的な対決であった⁴⁾」とし、これを平野部の稲作社会とは異なる秩序や文化を保持する山村社会を否定するものであったと位置づけている。こうした見解は地理学や民俗学の見地からも支持されていった⁵⁾というように、近世石高制のもとでの非稲作社会・文化の敗北・否定という形でとらえられているのである。

しかし、近世初頭のこの時期に、はたして幕藩権力は石高制確立のために、非稲作社会やその文化を抹殺・解体してしまふ必要があったのだろうか。また非稲作社会・文化は、実際、稲作社会の圧力の前に潰えさせられたのだろうか。近世期を通じて領主権力による山村支配の基調を見る限り、こうした疑問を抱かざるを得ない。そうした疑問を解決するためにも、初期山村一揆の典型とされるこの「騒動」自体の持つ特殊性―なぜ幕府が遠国山村の椎葉山へ直接幕府軍を派遣し、そこで大量殺戮を行ったか等々―を、ここでもう一度考えてみる必要があるように思われる。

そこで本稿では、元和五年の「騒動」を現存する数種類の史料をもとに再検討し、幕府による「騒動」の直接鎮圧の意義をもう一度考え、さらに「騒動」後の山中の社会秩序を明らかにするとともに、幕藩領主が山村社会をどのような論理で支配しようとしたかについて考えてみたい。

一、椎葉山「騒動」の再検討

ここではこの「騒動」について、まず史料の性格を検討した上で、それをもとに「騒動」鎮圧の意義を考えてみたい。

（一）「騒動」の基本史料とその特徴

「騒動」に関する史料については、現在確認されるものだけでも数点が存在するが、それらは記された立場の違いから、大きくA人吉藩側史料、B幕府側史料、C在地史料の三つに分類される。以下、順にその特徴についてみていこう。

まずA人吉藩側史料としては、「殿中ニ而御尋之節申上候条々」(以下「条々」と略す)や、家譜である「歴代参考」がある。このうち「条々」は現存する関係史料のうち成立年代がもっとも古く、その内容から明暦一(一六五八)年のものであり、「歴代参考」は文化四(一八〇七)年の成立である。特に「条々」は、明暦二年に江戸城中で松平信綱以下老中が、人吉藩主相良頼寛に対して行った椎葉山の「先年公事之儀」、すなわち「騒動」に関する尋問に対する返答であり、信憑性はかなり高いと思われる。また「歴代参考」も家譜として後世の成立であるが、「騒動」に関しては詳細な記述がみられる。もっとも「騒動」鎮圧時における人吉藩の活躍がかなり誇張され、詳述されているのが特徴である。

次にB幕府側史料としては、「東武実録」や「徳川実記」・「寛政重修諸家譜」があげられる。特に、二代將軍秀忠の事蹟を中心に編纂され貞享元(一六八四)年に成稿した「東武実録」が、「騒動」に関する幕府側史料の中心となっており、「徳川実記」など後世の編纂書類はすべてこれを引用している。「東武実録」自体は編纂物としてはかなり史料の価値が高いが、後述するように人物比定に誤りがある。内容的にはおそらく人吉藩からの返答書である「条々」を参考にしたものと考えられる。

一方C在地史料の主なものとして、「椎葉山根元記」・「椎葉山由来」・「椎葉山由来記」・「椎葉山之覚」などがあげられる。いずれも写本であり成立時期はまちまちであるが、内容構成はほぼ同じであり、いずれも平家滅亡から筆を起し、「騒動」を経て寛延二年時点までを対象としている。幕府は寛延三(一七五〇)年四月に、幕領の十分以外の苗字帯刀理由の調査を行いその由緒書を提出させており、椎葉山でもこの時期に人吉藩から調査がなされたのである。写本類のうち「椎葉山由来記」は、奥付は「寛延式巳九月」となっているが、奥書では「右書日州細島町福田屋宗右衛門与申仁、七ツ山へ持参致置候処、文化三戊(丙の誤りか)寅六月二日写之者也」とあり、細島町商人福田屋宗右衛門が所持していたものを、延岡藩領高千穂岩戸村庄屋である佐藤信陽が書写したことがわかる。また「椎葉山由来」の奥付は「文化十五戊寅二月十五日」であり、奥書は「川ノ口村奈須傳右衛門」から「不土野村奈須仲右衛門様」宛となっており、不土野庄屋所持のものを傳右衛門が借りて書写したものである。また「椎葉山之覚」は年未詳であるが、おそらくは文化期前後と考えられ、「ぶどの那須庄大夫」から「御庄屋那須三

五左衛門様」宛であり、「人吉万江主殿様方之書ヲ写申候」とあるように、人吉藩家中所持のものを書写したものと考えられる。このように、寛延二(一七四九)年頃に作成された「椎葉山根元記」が、山中や人吉藩はもとより、幕府である細島町や延岡藩高千穂地方まで広範に流布していたことが知られ、椎葉山への関心の高さが窺われる。

以上のように、「騒動」に関する史料は、A人吉藩側史料の「条々」を中心として、一方では幕府へ提出されて記録され、また一方では山中に語り継がれていた「騒動」の顛末と融合して近世中期に完成し、庄屋家を中心に山中やその周辺地域に流布していったものと考えられる。

(二)「騒動」に関する内容検討

次に、これらの内容構成についてみてみよう。まずA・BとCで大きく異なるのは、Cのみに「騒動」以前の椎葉山の由来が伝承的ではあってもかなり詳細に記述されているのに対して、A・Bでは一切触れられていないという点である。椎葉山の由来として語られているのは、いずれも元暦元(一一八四)年の壇ノ浦合戦より筆を起し、合戦後落人として椎葉山へ土着したこと、平家落人追討のため那須与一の弟大八郎宗高が椎葉山へ入山したこと、などが物語風に記述されているが、伝承部分がほとんどである。

「騒動」に関する記述は、いずれも各史料の中心的位置を占めており、それぞれ書かれた立場の違いから、当然内容も異なるところが少なくないが、大筋としては次の「椎葉山根元記」に示すような内容構成となっている。

近世初頭、椎葉山中は那須大八郎を祖と称する小崎城の左近大夫・向山城の同弾正・神門城の将監らの兄弟があり、このうち左近大夫と弾正に大河内城の玄蕃を加えた三人によって山中支配が行われていた。向山には弾正のほかに二人の「頭領」がいたが、秀吉の鷹匠資源八郎の供応により弾正が朱印を賜ったことから弾正と二人衆との対立が激化し、二人は弾正とあつ久太郎を向山城に攻めこれを滅ぼしてしまふ。この時向山城で久太郎とともに客死した左近大夫の孫仙千代を悼み、その父主膳はこと次第を幕府へ訴え、幕府による吟味の結果首謀者らの処刑が行われる。さらに、阿部正之と大久保忠成を上使とする幕府軍が相良氏の先導で椎葉山へ入山し、山中の残党の一掃が断行され、二百数十

人が処刑されて漸く静まった。

C在地史料のほとんどがこれとほぼ同じ内容であり、A人吉藩側史料では朱印を下賜された弾正らを「御朱印方」、他の二人を「拾式人方」と明確に分けるなど、さらに詳細な記述がみられる。もっともBの「徳川実記」では、「近年庶子弾正といへる凶悍の者ありて、山民をあざむき一揆をくはだて、宗家の久太郎を殺し、山中を横領せん」としたため、山中が騒擾したとしている。ここではA・Cでみられた「御朱印方」と「拾式人方」の対立として関係ではなく、弾正と久太郎が一族の宗家と庶子の関係となっているのが特徴である。幕府への報告書である「条々」のほうが内容的に妥当であろう。

また、A・Bでは幕府内での評議や入山の過程および討伐の経緯に関して、目を追ってかなり詳細な記述が見られるのに対し、Cでは討伐された時の様子などの記述は一切見られない。両者の立場の違いがそこに明確に現れている。さらにこの騒動で処刑された者の数は、C「椎葉山根元記」では「敵刑ニ付セラレ候侍ノ分」が二四四人としているのに対して、A「条々」では一五一人（頭分一〇人を含む）、「歴代参考」では「上下百餘人即時ニ打取」られ、さらに「謀ニ而百餘人何の造作もなく討捕」られたとし、B「東武実録」では「悪徒ノ者百四十餘人ヲ誅戮」し、「女子自殺ノ者」を二〇人としている。「徒党謀叛ニ不相加、取鎮候侍・百姓」が、「椎葉山根元記」では八〇〇人、「条々」では七五〇人としており、当時の椎葉山中民の約二割が処刑されたことになり、この「騒動」が大規模な殺戮事件であったことは否定できない。なお「騒動」後の経緯については、A・Bいずれも鎮庄直後で記述が終わっているのに対して、Cは「騒動」後の山中仕置き、明暦二年の人吉藩預所となる経緯、さらには庄屋の系譜などが詳細に記述されている。おそらくは人吉藩側の史料を書き写したものであろう。

(三) 幕府軍による「騒動」鎮庄の理由

「騒動」に関する史料の内容構成では、「騒動」の原因と討伐の経緯に比重が置かれると同時に、各史料とも那須弾正らによる朱印拝領の経緯がことさらに強調されていることに気づく。

「条々」や「歴代参考」では、秀吉の鷹匠落合新八郎が鷹巢見立てのために椎葉山へ入山したが、山中では向山の弾正のみがこれを迎え自宅を宿として提供し厚く

もてなしたことが記されている。その一方で「拾式人方」を二人ずつ自宅の番をさせたり、台所雑用などを命じたことによって、彼らと弾正との軋轢が顕著化したとする。特に「歴代参考」では、「十二人之者共、肩をならへ候傍輩に、ケ様ニ被召仕候事口惜敷次第二候と、此時ヨリ意趣起り申候」と、これが騒動の遠因となったことを示唆している。

弾正らによる朱印獲得の経緯については、落合新八郎が帰京するに際して、接待の礼として弾正に望みのものを訪ねたところ、弾正は「我々山中ヲ領し罷在候へ共、証文も無之候間、太閤御朱印頂戴仕、山中ニ心安堵申度」ことを望み、弾正と一族の紀伊（大河内の那須縫之助か）および左近太夫の三人へ鷹巢山守の朱印が下賜されたという。

一方「根元記」では、上使が山見分として豊後に下ったという記述しなく、秀吉の鷹匠落合の名は出てこないが、弾正らが上使を案内し、鷹巢山の「靈鳥」を江戸表へ献上したこと、「將軍家普請」に用いるために山中の材木の伐採を禁止し「御書付」が下されたことなどが記され、また山中に鷹巢山と御立山が設定されていたことが窺える。さらに朱印が下賜されたことがこでも強調されているが、「条々」などは異なり、秀吉からではなく幕府からの朱印となっているのが特徴である。なお「東武実録」では、弾正の子久太郎ら三人が秀吉から朱印を下賜され、毎年「俊鷹」を献上したとする。その後家康からも朱印が下賜され、「山中無事」となったとしている。いずれの史料にも朱印が山中の弾正一派に下賜され、これによって山中支配がスムーズになされたことが強調されているのである。

豊臣政権からの朱印については不明であるが、慶長六（一六〇一）年三月二八日付で次のような「椎葉山三人衆」宛の家康朱印状^①が残る。

於椎葉山鷹之巢被仰付候、見立次第進上可申候、
就隣国隣郷之者入山、弓鉄炮放儀、堅可令停止之
旨被仰出候也

慶長六年

三月廿八日

御朱印

椎葉山三人衆

山中には鷹巢山七カ所に加え、御立山二カ所、御立添山六カ所が設定されており、「椎葉山三人衆」すなわち那須弾正・同紀伊・同左近太夫がこれを管理し、定

期的な鷹の進上が命じられていた。しかし、家康より下賜されたこの朱印は、山中においては鷹巣山の管理にとどまらず、弾正らが朱印統一政権の公儀権力を背景に椎葉山全体の支配権を獲得したことを意味した。こうして山中では、彼ら自身が公儀権力を体現したのである。以後、弾正が「存生の内殊外驕りつよく、山中我ま、ニ仕置^⑧」したり、また「天性驕強き弾正弥奢候而威を高ふ^⑨」して山中が迷惑したとして「拾式人衆」が弾正に強い不満を持ったとしても、「御朱印頂戴之うへハ、山中之者違乱申儀不罷成様子^⑩」であり、「御朱印の上は、下として私に難計候而年月を送^⑪」るしかなかったのである。

こうした背景を考慮すると、遠国の山中における土豪の支配権をめぐる私闘仲裁に、わざわざ幕府軍が直接介入しなければならなかった理由はきわめて明白である。それは、「御朱印を被下候ものを何とて私ニハ殺候哉^⑫」とあるように、幕府より朱印を頂くことで「御朱印方」^⑬ 公儀を体現する久太郎が、「拾式人方」によって殺害されたからに他ならない。このことは、単に山中の土豪らの内部対立による殺傷事件では済まされず、朱印所持者の殺害、ひいては公儀の否定そのものを意味することになるのである。「騒動」鎮圧直後の元和五年八月二日付で山中に出された阿部・大久保両上使連名の達書に、処罰の理由について「御朱印頂戴仕者ヲ不伺公儀就討果申^⑭」としているのは、まさにこのことを指している。

椎葉山への幕府軍の直接介入の理由について、福田氏は「支配体制が山村の独自性を否定して石高制のなかに完全に組み込むための武力行使^⑮」であると、一揆は稲作社会とは異なる文化・秩序を有する山村社会を否定されることに對して起こした抵抗とみている。しかし、そうした抽象的理由でないことは今までみてきた通りであり、後述するように山村社会・文化の否定を意図したものではなかった^⑯。「騒動」は、現実的に、公儀を否定する勢力に対する幕府による徹底弾圧であったのである。

二、山中支配と「公儀」

椎葉山での山中支配が、朱印（公儀権力）を背景になされるという論理は、「騒動」によって正当化されることになる。しかし、その論理が直ちに山中に浸透したわけではない。「騒動」後、山中では「御朱印方」が幕府公儀権力を背景に山

中の支配権を一手におさめることになるが、「御朱印方」による支配を不満とする反勢力が存在するなど、山中には依然として対立関係がみられ、さまざまな面でこれが表面化することになる。ここでは、「騒動」後の「御朱印方」による山中支配のあり方を検討しながら、山中の社会秩序についてみていきたい。

(一)「騒動」後の「御朱印方」による山中支配

「騒動」直後の八月二日付で山中へ出された阿部・大久保両上使連名の達書^⑰には、

一 今度死罪之者親兄弟并縁者、隠置申間敷事

一 御成敗之者、男有家財ニ至迄、取散申ましき事

一 死罪之者女房女子以下の百姓等、如前々有付可被申事

とあるように、死罪となった者の類縁者に至るまでその隠蔽を禁じる一方で、残された女房・女子以下に対しては家財と再生産の保証がなされている。同日付で「御朱印方」の那須左近太夫と同紀伊が連名で阿部・大久保へ提出した一札^⑱では、「向後ハ拾(弑)人方之者共ト人魂仕、非分なる儀申間敷候事」と山中の静謐が誓われ、「拾式人方」側にも「向後ハ御朱印方之者と中能可罷有^⑲」ことが命じられている。「騒動」に対する幕府の対処が大量殺戮を伴う厳しいものであったことは前述した通りであるが、「拾式人方」の主だったものが誅殺されたにもかかわらず、依然山中にはその一派が残っていたことがわかる。こうした表面的な和解のもとで、両者の対立感情は完全に払拭されないまま、後述するように山中では「御朱印方」による山中支配をめぐって内紛が続くのである。

「御朱印方」による具体的な支配については、まず寛永五(一六二八)年二月八日付で山中に出された「此山法度之事^⑳」があげられる。

此山法度之事

一 御鷹巣山於近郷鉄炮打申間敷事

一 於巢山ニ大木切間敷事

一 りよ人おうらい者人間敷事

一 大鷹精入見出人於有之ハ江戸へ申上、居屋敷本無公役ニ可申付事

一 於山中ニ隣国々何分候ハ、江戸御奉行様御墨付を以可承候、無其儀候ハ、内納申間敷事

(以下、略)

右之条背人於有之ハ、則江戸江可為言上事如件

寛永五年二月八日

那須孫右衛門名前判有

大河内 内膳
 下福良 助兵衛
 松尾 久左衛門
 小はる 主馬
 小崎 七右衛門

那須勘右衛門判有

この法度は、那須孫右衛門以下七人の「御朱印方」が連名で山中に対して出したものである。連署での苗字・有判などから、那須孫右衛門と同勘右衛門の指導的立場を推測し得る。法度の内容自体は鷹巣山管理に関するものであるが、この法度に対する違背行為は直ちに江戸の奉行へ訴えることを明言していることが注目される。彼らはいくまでも鷹巣山守にすぎないが、山中では幕府公儀権力に直接連なる者として存在していたのである。

山中での彼らはかなり独断的であつたらしいことは、次の史料からも窺えよう。

寛^⑧

- 一 先年御上使様(阿部・大久保―筆者註)御下向之刻、封を御付被置候鉄炮・刀・脇指、孫右衛門・勘右衛門取申候事
- 一 惣山中を七組ニいたし、しゝの皮・茶・もめんを銀子ニつもり、かねを孫右衛門取申候事
- 一 おはへ村勘解由と申者御成敗候跡式、不残孫右衛門取申候事
- 一 たけの枝尾・うす木俣村・尾崎村此三ヶ所、大河内内膳へ孫右衛門前々はいぶん仕候事
- 一 ゑなぎ谷の源七子の女房をとりはなし、孫右衛門小者にくれ申候、如此有之仕候
- 二 付、にくゞ谷の市之丞、有馬殿内ニ走居申候事
- 一 孫右衛門罷上り候ニ、供申候共之留主、朝夕のまかない薪等迄、惣山中へ申付候事
- 一 江戸にて御朱印孫右衛門致拜領候と申、袋ニ入置候を見申候と、大河内内膳かた

へ申候事

この史料は寛永期頃のものと考えられ、指出人と宛所が明記されていないが、山中での孫右衛門らの非法を列挙していることから、これが「御朱印方」の山中支配に不満を持つ反勢力によるものであることは明らかである。この史料は内容から、当時山中では孫右衛門や勘右衛門らの乙名たちによって上使の封印した武具類や成敗された者の跡式などの横領などが頻繁になされ、さらに山中への不法な課税や住民の私的下人化などが行われていたことがわかる。また山中を七組に分けたり、大河内の内膳へ「たけの枝尾」以下三村を配分するなど、山中での孫右衛門らの領主的性格が窺われる。

また、寛永四(一六二七)年三月三日付で人吉藩役人へ提出された墨付には、次のような記載がみられる。

墨付^⑨

ふとの・古枝尾・むかひ山・御まへ・川の口・たけのゑた尾、此六はへの儀ハ山同前と平生ハ候へとも、此度孫右衛門使として、内膳・□介罷下儀、六くゞの人衆ハ毛頭不存候、其座にも罷出す候へ者、此度入くゞの儀不存候、向後も如此たるへく候、此跡ニ相替儀有間敷候、何卒爰元々被仰、御奉公むきの事別儀是あるましき者也、以上

寛永四年丁卯三月三日

ふとの 新十郎 印
 迎山 理右衛門 印
 川口 甚六 印
 枝尾 左衛門 印
 御まへ 源五郎 印
 たけのゑた尾 主膳 印

渋谷兵右衛門尉殿

深水主膳殿

豊永市介殿

ここに連署している新十郎らのうち、「ふとの(不土野)」「迎山(向山)」「枝尾(古枝尾)」「御まへ(尾前)」は、かつて「拾式人衆」の拠点であった向山地域にあり、新十郎らはその有力者と考えられる。「此度入くゞの儀」の内容は不明であ

るが、不土野以下六地域は「山同前」とされながら、孫右衛門の使いである内膳ら
の downward も知らされず、出向きもしないということから、彼らが孫右衛門らと対立も
しくは独立した関係にあったとみてよい。また、宛所が人吉藩役人であることから、
山中において孫右衛門らとは一線を画す新十郎らの一派と、人吉藩とが何らかの関
係を持っていたことを推測し得る。このように「騒動」後の山中では、幕府公儀権
力に連なる「御朱印方」による支配が展開するが、その専横から反勢力の抵抗が人
吉藩を巻き込んで進められるのである。

(二) 椎葉山「出入り」の状況

山中での「御朱印方」勢力とこれに対抗する反対勢力の対立は、明暦期に入ると
一層激化する様相をみせ、椎葉山に隣接する人吉藩は「若事むつかしく山中公事に
も成候而、已後他所言上も候ハ、近所ニ居ながら由断候様ニ^②」なることを
危惧している。人吉藩は「騒動」時に幕府上使の案内を勤め、住民の大量殺戮に深
く関わったこともあって、山中の「出入り」の動向を把握し幕府へ注進することは、
幕府に対する奉公であり且つ義務であった。

人吉藩が山中の実情を探索すべく山中に潜入させた商人たちが収集した情報は、
次の通りであった^③。

一小崎と申在所ニ罷居候勤右衛門、松尾と申在所之久右衛門、ふくらと申所之助
兵衛、小川内と申所之小平次、右四人内たんにて山中所々々頭十人定メ人
改など仕、扱又かしら／＼何もよひ寄、公儀之御意之由ニ而申渡候ハ、荒
地荒屋敷有之ヲ仕明申候様ニと申付せ、将又小崎之勤右衛門方々向山と申在所
之内、野平と申古城ニ弥八右衛門と申ものをうつし、むかい山のものニ申聞せ
候ハ、野平山之竹木等立申候へと申渡候付而、向山前々の主取勤六と申もの申
断候ハ、椎葉山ハ鷹之巢山にて、いにしへ名有巢山之松立不殘切尽シ売候而、
野平之竹木計立山ニと被仰渡候事合点不申候、向山之ものハ野平山之茶などに
て堪忍不仕候而ハ不罷成候、以前々年々江戸へ御參之由ニ而、居屋敷上中下ニ
分出銀五匁三匁ツ、被仰懸候、かやうの出銀も右之仕合ニ候ハ、以来仕事罷
成ましく候、乍去御公儀之御意之由被仰候間、御奉書を拜見申度由、勤六申懸
候へハ其時勤右衛門申候ハ、公儀御意と申候ハ偽にて候、左候ハ、弥八右衛門
をうつし替、向山衆ニ渡可申候間、与下ニ弥八右衛門を召置候へと申候、勤六

申候ハ弥八右衛門うつりの儀、我々いかやうと申出たく候、乍去古城二人をう
つし、我ま、ニ被成候ハいかさま御老中様之御判も可有之候間、拜見可仕と申
究罷居候、むかい山之もの又申候ハ、三十八年以前相良様御案内にて四郎左
衛門様・四郎五郎様御下向之刻、山中之ものニ被仰渡候ハ、椎葉山ニ主ハ有ま
しく候、弓・鉄炮・刀も無用ニ可仕候、御制札御立置被成候間、是を主と指守
罷居候へと被仰聞候が、今又かやうニ四人之衆色々被仰聞候ハ、いつかた各
ヲ主と御定メ被成候哉可承候、各御存知のことく、前々之儀ハ相良様御存知ニ
而候間、御尋可申候、今又各ヲ椎葉山主と御公儀ニ被仰付候ハ、相良様御存
知なき事ハ有聞敷候間、求广へ罷越御尋申、各へ山中之主人と御公儀ニ被仰付
之由承候ハ、いかやうとも御下知ニしたかい可申候、いかやうニ申候ハ気任
之様ニ候へとも、各我ま、成御はからいニ候間、したかいかたく存候、勤六又
申候ハ、年々山中分出銀を取あつめ、其上松山ニ袖取ヲ入、大分之代銀もいつ
かたへ納り候哉承度と、向山之ものとも申候付而、山中へた／＼ニ被成由候
これらの情報をまとめると以下の通りである。

- ①小崎の勤右衛門・松尾の久右衛門・福良の助兵衛・小川内(大河内)の小平次の
四人の乙名たちが、山中所々の有力者一人を組頭として組織し、山中は彼らの
内談で支配がなされており、また山中に出される彼らの指令は「公儀之御意」と
して発されていたこと。
- ②勤右衛門は向山の野平へ弥八右衛門なる者を組頭として遣わし、向山居住者に対
して野平山の竹木を取立てようとしたこと。(向山は反対勢力の中心である)
- ③しかし向山の「前々の主取」である勤六は、「野平之竹木計立山ニと被仰渡候事、
合点不申候」と拒絶したこと。
- ④逆に勤六は年々勤右衛門たちが江戸へ出府するに際して、山名の居屋敷を上・中・
下に分け、それぞれ出銀を強要していることを糾弾し、「御公儀之御意」であれ
ばその奉書を見たいと詰め寄り、それが偽りだったため弥八右衛門の退去を求め
たこと。
- ⑤しかし、勤右衛門たちは弥八右衛門を勤六の組下へ置くように求めたため、勤六
は「騒動」直後に山中には主を置かず、制札を「御公儀」と見なすようにという
上使の命令であったのに、今また勤右衛門ら四人が主として山中支配を行ってい
ること。

⑥また、この四人が公儀から椎葉山の主を認められたのであれば、人吉藩が知らないはずはなく、真偽を確かめるために人吉城下まで出向くことをほめかしていること。

人吉藩が収集した商人たちからの椎葉山中の「出入り」に関する情報は以上である。勘右衛門らと向山の勘六らが、一足触発の状態にあったことが窺われる。勘六は向山に居住する「前々の主取」であるというから、彼は「拾式人衆」の後裔と推測される。「騒動」後も依然向山に居住して反「御朱印方」勢力を構成していたと考えられる。①で示されたように、山中では勘右衛門らと一人の組頭の合議（内談）で支配がなされ、しかもかれらの指令は「公儀之御意」として山中においては拘束力を持ったのである。しかし勘六らは、勘右衛門らが「山中之主人」として公儀より認められたのであればそれを提示するように要求し、そうでなければ命令には従わないと拒絶している。また、同時にその真相究明を人吉藩に強く求めるなど、大変興味深い内容である。

こうした勘六の訴えに対して、人吉藩は山中へ実情調査を実施している。調べを受けた川口の基六の答弁^⑧によると、

一勘右衛門江戸暮之銀子、今月十日大川内村江銀子かけ始、山中廻取申候事
一山中銀子無紛かけ納申候時分、たきの枝尾ニものかちノ衆出合、銀子勘右衛門ニ渡可申候事

一勘右衛門召つれ申候衆、向山江彦人ニ、くハミ野江彦人、七村江両人、右衆誰人
とハ未しれ不申候事

ということであった。勘右衛門が江戸出府の費用や滞在費を山中へ賦課していたことは、繰り返し述べられていることからおそらく事実であったと思われる。勘六はこうした山中への不法に賦課された銀子について、「大分之代銀もいつかたへ納り候哉承度」と、それが不正に勘右衛門たちに流用されていたことを示唆している。報告を受けた人吉藩では、「むかい山之もの、理分ニきこし申^⑨」と勘六ら向山衆の言い分を認める態度を示している。

山中のこうした「出入り」を内済させるため、藩は那須主膳の弟で延岡藩領神門村に居住する太郎兵衛へ事態收拾の斡旋を依頼するが、不成功に終わっている^⑩。

(三) 人吉藩預所椎葉山の成立

寛永五年の「此山法度」からも窺えるように、毎年の鷹運上に加えて、山中の訴訟は直ちに江戸へもたらされるといふ山中の気質もあり、今回の「出入り」は江戸へ訴訟されるか、または肥後横目衆の知るところとなり、幕府へ注進されるのは確実となった。

明暦二年四月、藩はこの善後策をかつての「騒動」時の上使であった阿部正之へ相談し、先手を打って老中松平信綱へ報告する。人吉藩家老らと阿部が登城を命じられ、彼らは信綱以下幕閣のもとで椎葉山中の実情について尋問されているが、この時の尋問は予想に反して元和期の「騒動」の様子についてのみであった^⑪（この時の報告書が前掲「条々」である）。わざわざ登城を命じながら四〇年近く前の「出入り」についてのみ尋問するというのはいかにも不自然であり、信綱ら幕閣が椎葉山の「出入り」の情報を得ながら、あえて不問にした可能性が強い。そうであれば、こうした幕府の態度は、椎葉山中での孫右衛門らによる「御朱印方」支配一たとえそれが勘六たちの言う非法であっても一を、公儀支配論理のもとに一貫して支持していたことを意味する。

人吉藩では、椎葉山の現状として幕府へ次ような報告をしている^⑫。

一其後彼山主も無御座候、彼山ハ田地も無御座、山畑計御座候、尔今男女四五百も在之由ニ候、先年親左兵衛佐申付、松材木とらせ進上仕候、材木などハ御座候と申候

一彼山中堂宮などハ所々ニ御座候、寺などハ無御座ときこし申候、海辺遠き山家ニ御座候ハ、きりしたんなど忍ひ入、罷在にも候ハん哉、当時主なしの山ニ候間難計候、我等在所近所之儀候条、被仰付にても可被下候哉、彼山ハ何を所務などハ少も無御座所ニ候、其身ノ山畑計にて堪認相統罷在と承存申候

人吉藩は、椎葉山中の治安が悪いのは「ぬしなしの山」であるためだと主張する。すなわち椎葉山中では、朱印を背景とした「御朱印方」支配では充分でなく、山中が静謐となるにはより具体的・直接的な公儀権力の存在が不可欠であるとしているのである。

こうした状況のもとで人吉藩へ椎葉山が預けられたのは、翌閏四月のことである。人吉藩の策動の成果であった^⑬。同月一八日付で人吉藩主相良頼寛へ出された老中奉書^⑭では、「惣而申分於有之者、其方（人吉藩一筆者註）江訴之、落着可仕候」として、山中から幕府への直接訴訟を禁じ、人吉藩内で落着させるよう命じている。

もっとも「万二不致訴訟不叶子細有之時」に限り江戸への訴訟を認めているが、勘右衛門らに対しては「若徒党を企、氣任之儀候ハ、其方と中悪鋪もの共可致訴任候、其時ハ相良殿ヲ稠敷可申付候^④」とし、人吉藩で手に余るときは隣国の大名へ命じて「不日ニ打つふし可被成候」といった徹底した弾圧を宣言している。さらに、「其方と名悪鋪もの共」すなわち「御朱印方」勢力一勘六ら向山衆による訴訟を認めるなど、「御朱印方」への牽制が行われたことは注目に値する。

こうした措置を不満とする小崎の勘右衛門・下福良の助兵衛・大河内の小平次の三人とその一族九五人が、隣藩有馬領へ欠落したのは一〇月朔日のことである。これに対する幕府の対応は次のようなものであった^⑤。

- ① 彼らの一族が多数有馬領へ欠落したと聞か、氣遣いには及ばない。
- ② 彼らが帰山しない場合は、有馬領分へそのまま差置くこと。
- ③ 彼らの様子は、人吉藩と有馬延岡藩双方から家来を派遣して監視すること。
- ④ 彼らがたとえ何処へ欠落しても容認し、緩々と対処すること。
- ⑤ 大勢の欠落は罪科がなくてもそのこと自体が罪科となり、勘右衛門らの立場は悪くなるから、帰山するように申し聞かせよ。

他領への大挙しての欠落でありながら、その対応がきわめて穏便であることがわかる。こうした対応がなされたのは、勘右衛門らが従来幕府より山中支配を認められていた「御朱印方」であったからにはほかならない。一二月一七日、人吉藩と延岡藩の説得により勘右衛門らは椎葉山へ帰山し、事件は漸く落着をみる。

こうして椎葉山では従来の幕府―山中「御朱印方」という直接的関係は否定され、大「公儀」である幕府に代わって、人吉藩が小「公儀」として、幕府（大「公儀」）―人吉藩（小「公儀」）―椎葉山「御朱印方」という新たな山中支配秩序が形成されるのである。

三、人吉藩による椎葉山支配の基調

椎葉山において、新たに直接的な小「公儀」となった人吉藩による椎葉山支配に対する基調はどのようなものであったのだろうか。ここでは山中の社会秩序に対して、人吉藩がどのような支配の基調で臨んだのかについてみていきたい。

(一) 山中の行政支配組織

人吉藩は椎葉山中の行政組織として、山中を大河内・向山・下福良・松尾の四つの「掛（ハカカリ）」に分け、その下に山中に散在する「村」を置いた。この「村」は一八世紀中頃には八四を数えたが、各「村」はその地理的条件から数戸しかない場合も多く、孤立散村の様相が強かった。各「掛」には「御朱印方」の系譜を引く者たちが庄屋として置かれ、庄屋の下には四八人の小役人が、また横目役が二人任じられていた^⑥。小役人は原則として「村」に置かれたが、「村」の規模によって小役人が置かれぬ場合や、数人の小役人が置かれる場合もあり一定していない。寛延期の庄屋として、大河内「掛」に奈須兵部左衛門、向山「掛」に奈須三郎右衛門、下福良「掛」に奈須助左衛門、松尾「掛」に松岡久左衛門の名が見える^⑦が、助左衛門・三郎右衛門は小崎の九郎右衛門の末裔であり、兵部左衛門・久左衛門らとも類縁関係にあった。人吉藩によって山中は整然とした行政組織化が図られているが、実質的には山中に絶大な権限を有する「御朱印方」を、何等変換することなくそのまま抱え込む形で組織化がなされたことに注目すべきであろう。

庄屋は藩から少分の合力米をもらい、正月には人吉城へ登城して酒・肴を振る舞われた^⑧。また城下に逗留中は飯料・塩・味噌などが支給されている。こうした庄屋たちの藩中での身分は、在郷の徒士と同等とされた^⑨。藩主は初めて就封した翌年にきわめて形式的な山中の巡検を行うに過ぎず、藩による山中支配は延享期までは三年に一度、郡方より役人が人吉より派遣されて山中の検分を行う程度であった。

こうしてみると、山中は人吉藩によって新たな行政組織化が図られてはいるものの、実質的な山中支配は「御朱印方」を中心とする従来の山中支配秩序に依存していたことがわかる。以後、原則として幕末までこの形に変化は見られない。

(二) 山中の郷士と百姓

椎葉山の人口は、近世初頭には一〇〇〇人余であったのが、その後順次増加して中期には約四〇五〇〇〇人余、天保期以降は五〇〇〇〇〇人を越え、明治初年には五五〇〇〇人に達している^⑩。この椎葉山人口の特色は、「侍分之者多、百姓茂有之由^⑪」とあるように、百姓とは区分された苗字・帯刀の郷士が多数存在していたことである。

第2表 大河内掛有姓者

姓	人数	合計／%
葉田木須瀬斐砂竹良	61	人 (%) 202 (84.2)
椎右黒那中甲濱中勘米	35	
	31	
	27	
	23	
	11	
	8	
	4	
	2	
百姓光勝寺	37	
	1	
合計	240	(100.0)

(註) 「椎葉山大河内掛名前帳」
(熊本県立図書館蔵)より作成。

(無姓者は「百姓」と明記されている)戸は三七戸(光勝寺と合わせて一五・八%)にすぎない。ちなみに同「掛」では、有姓戸のうち「椎葉」姓を名乗る戸が全体の約三割を占め、「掛」内での同姓間の同族的結合と、郷士と百姓間の主従的關係を想定し得る。

第1表 安永三年人吉藩・米良山・椎葉山人高

	人吉藩	米良山	椎葉山
郷士	人 (%) 13,301 (22.4)	人 (%) —	人 (%) 3,302 (73.7)
百姓	27,312 (45.9)	2,578 (91.1)	1,154 (25.7)
町人	2,464 (4.1)	—	—
その他	617 (1.0)	18 (0.6)	27 (0.6)
引除人数	15,794 (26.6)	234 (8.3)	—
合計	59,488 (100.0)	2,830 (100.0)	4,483 (100.0)

(註) 安永三年「領中米良山椎葉山人高」(熊本県立図書館蔵)より作成。引除人数は徒士・組者・足輕など士分および武家奉公人を含む。その他は出家・社会・山伏などを含む。合計は計算上の数字。

第1表は、安永三年に人吉藩が行った領内の人口調査に基づいて、人吉藩領内と、米良山および椎葉山での階層構成を示したものである。内訳は、百姓とは区別された郷士と、百姓・町人・その他(出家・社人・山伏等)およびそれ以外の士分(武家奉公人を含む)に二分される。士分は領内と米良山だけに、また郷士は領内と椎葉山だけに存在し、全人口に占める郷士の割合が多いのが特徴である。特に椎葉山では、人口の七四%近くを郷士が占めている点が注目される。

山中の四つの「掛」の一つ、大河内「掛」の場合を具体的にみてみよう(第2表)。調査年は不明であるが、戸数二四〇戸のうち有姓戸は二〇二戸(八四・二%)であり、百姓

ところで、郷士らの苗字・帯刀の根拠はどこにあるのだろうか。人吉藩はもとより、巡見のために入山する幕府役人もこの点について度々尋問している。「根元記」では、苗字・帯刀の理由を次のように説明している。

(前略) 右元来騷動ノ節、其幕下ニ随ヒシ者、或ハ椎葉那須杯名乗リ、那須椎葉ノ類族多ク、又ハ諸国ノ戦場ニテ討道レタル者忍来リ、此山中ニテ民家トナリ、渡世ヲ致シケル家ニ武家ノ系図多シ、夫故苗字帯刀シケル者粗有之ケルすなわち、彼らの先祖は騷動(源平合戦)時に平氏に従い敗れ椎葉山へ入山したのをはじめとし、その後諸国の戦場から騷乱に紛れて入山してきた者たちであった。各家々は武家の系図を有しているのがその理由であるというのである。

しかし、言うまでもなくこうした武家系図類は偽作されたものがほとんどであった。宝曆一一(一七六一)年に幕府巡見使が入山した時になされた「奈須名字如何之訳ニ而相名乗来り候哉」という問いに対して、庄屋らは那須大八を祖先とする旨を答えているが、「古キ書付ニ而茂有之候哉」という問いに対しては「夫者無御座候」としか答えていない^⑧。「御朱印方」の系譜を引く庄屋たちでさえ、苗字・帯刀の根拠としての由緒書類は、何等所有していないのである。

百姓同前とは言いながらも、実際山中ではこうした「由緒」を有する郷士と百姓とは明確に区別されているが、その基準は明らかではない。少なくとも領主側が、献納などの経済的理由で百姓を郷士へ取り立てるなどして、主体的に山中の身分を区別したのではないことは確かである。山中における有姓・無姓、帯刀・非帯刀などについて認め得るかどうかは、伝統としての山中社会秩序に照らしてなされるべきことであつたのである。

これに対して幕府は、「騷動」鎮圧後から「假令家々武家ノ系図有之候トモ、椎葉山ハ右様ノ次第故、帯刀致候テハ露命相統難相成候ニ付、百姓同前ノ身持致シ、前事ノ通り農業ニ念入ルヘシ^⑨」と教諭し、郷士の百姓同前を強調している。また人吉藩も、山中稼の論達として次のことを命じている^⑩。

一山内侍分と号、名字帯刀いたし来候もの多く候得共、何ぞ御忠節ニ而も申上と申儀も無之、所々ニ而承候趣由緒も無之、古来々名字帯刀仕来候由、当時耕作を以助命罷在候上は百姓ニ候間、侍分とハ不相心得、農業第一ニ可相動候武士としての忠節も由緒もなく、古来から苗字・帯刀する習慣であつても、当時農業を糧に助命する限りは百姓であり、侍分とは心得ず、百姓として農業を第一とせ

よというものである。

いかに山中の郷士らとその由緒から侍身分を自称しようとも、それは山中社会秩序の中だけに限られたことであり、それ以上のものではない。事実、藩は「掛」の庄屋らを徒士と位置づけたにすぎず、山中の郷士は身分的には百姓であった。しかし、だからといって藩は山中での帯刀を全面的に禁止しこれを取り上げることには否定的であり、次に述べるようにむしろ山中での帯刀を幕府へ承認するよう嘆願しているのである。

(三) 人吉藩の対応

ここでは椎葉山中での帯刀に関して、幕府と人吉藩がどのように対処したかを、宝暦一四(一七六四)年「椎葉山苗字帯刀一件」^⑤からその経緯を追ってみてみよう。

同年四月二三日、幕府勘定所から人吉藩に対して呼び出しがあり、深水喜多右衛門が出頭したところ、勘定組頭稲守三右衛門から、預所においても禁止されているはずの苗字・帯刀について、もし大庄屋や名主で苗字・帯刀しているものがあればその「御免之訳」を書き出すようとの指示がなされた。二六日、深水は稲守に対して、椎葉山の帯刀に関しては先年願書などを提出しているが、未だ勘定方からは「否」の回答はない趣旨を報告している。同晦日、深水は「帯刀之義如何之手筋にて可然哉」と稲守に尋ねたところ、稲守は「椎葉山者隣国之義ニ候間、やはり五ヶ庄振合ヲ以御願候者可然候、五ヶ庄相免候上者、椎葉山御免不相成候与御差図も難被成義ニ候由」と、昨年帯刀を免じられた肥後国五ヶ庄(島原藩預所)の例を参考にしよう指示しており、椎葉山も五ヶ庄と同様に帯刀は「無余儀事」であるという認識であったことがわかる。

五月六日、深水は願書の下書を持参して稲守の指示を受けているが、稲守は内容的に①帯刀御免の理由としては「御年貢差障ニも相成候者気毒」というだけでは十分であること、②帯刀を禁止すれば「騒立強訴致候而者敷敷」ことを書き加えること、③帯刀「御免」ではなく「是迄之通」と表現すること、などを細かく指示している。こうした稲守の指示を受けて作成された「奉願覚」は、同月九日に勘定所へ提出されているが、まず「帯刀茂支配以前(人吉藩預所となる明暦二年以前(筆者註)今之儀ニ而、此節取揚誠之士百姓ニ申付候之段、甚以残念之至候」と述べ

るとともに、椎葉山での帯刀を「是迄之通」と願う理由について次のように説いている。

(前略) 山中之者共長次郎(藩主相良頼寛(筆者註)城下ニ招呼、御料所之百姓ハ帯刀不相成御恰合候得共、山中之者共従往古致帯刀来候間、其訳を公辺江奉願御免被成下候間、其段昼夜徹骨髓随分御年貢等出精候様ニ可仕旨、稱敷可申間候、古来々無年貢之地にて御座候を、延享三寅年々御年貢運上仕、宝暦七丑年々当時迄長次郎御用懸りニ而、御運上杳山人有之候得者、無間断召仕甚以困窮仕罷在候、此節帯刀右取揚之旨、御威光ヲ以申付候ハ、如何様共可奉畏候得共、椎者山之義者深山幽谷之地ニ而差而上下之分テ茂無之、至而偏屈者共御座候得者至極難儀奉存、若騒立強訴等仕、勿論御年貢差障ニも相成、如何様ニ成行候茂難計、至長次郎茂千万気毒奉存候、帯刀も往古々之儀ニ而、当分迄随分静謐罷在義御座候、依之何分御勘弁被下可相成義ニ候者、帯刀之義是迄之通被差置被下候様仕度奉願候、以上

すなわち、従来無年貢地であった椎葉山に延享三(一七四六)年から年貢が賦課されるようになったこと、また宝暦七(一七五七)年から杳山入りがあり住民を間断なく使役したことなどを強調し、さらに住民が「偏屈」であるため騒動がおこるやもしれず、そうなれば年貢にも支障がでるだろうとの懸念を示している。

六月一七日、勘定所より正式な回答が出された。それによると、願書で求めた帯刀の「御免」もしくは「是迄之通」という判断を明示することは避け、今回は調査のみであり「古来々致来候帯刀、御取揚と申訳ニ而ハ無之」としている。幕府は立場上「是迄之通ともいか様共御差図ハ不被成」という苦しい見解を示すにとどまっている。これに対して人吉藩は、「依之只今迄之通と相心得罷居可申」との案詞を差出したが、受け取りは拒否されている。こうした回答に対して、中を取り持った稲守は憤慨し勘定奉行へ直談判するとしたが、深水は「随分是ニ而宜御座候」としてこの件は落着いた。

以上の椎葉山帯刀に関する人吉藩と幕府勘定所との交渉の経緯を通して興味深いのは、帯刀許可を求めて人吉藩がきわめて積極的に策動していること、幕府勘定所も稲守が中心となって終始人吉藩に適宜指示を与えるなどかなり協力的であるという点である。人吉藩がこのように積極的にある背景として、願書でも強調しているように延享三年からの年貢賦課と、宝暦七年の杳入りに際しての住民使役によ

て、再生産が圧迫され山中がかなり疲弊しているという経済的理由があったことは間違いない。こうした状況の上で追い打ちをかけるように従来からの慣習である帯刀を禁止することは、騒動に発展する可能性が極めて高く、かつ椎葉山の住民気質や過去の経験からかなり激しい抵抗が予想される。しかも山中の憎悪感情はすべて人吉藩に向けられるのである。人吉藩にとって、時期的にも椎葉山での帯刀禁止を強行することは事実上不可能であり、むしろ年貢賦課等の不満を山中への帯刀「御免」でかわしたかったのが本音であろう。

このように人吉藩では、椎葉山での帯刀に関してはこれを否定するのではなく、肯定もしくは黙認しようとしていることがわかる。すなわち領主権力側には、少なくとも山中の社会秩序を否定しようとする意図はみられず、むしろ消極的ではあるがその温存を認めようとする態度さえみられるのである。

むすびにかえて

以上、元和五年の椎葉山騒動を再検討することによって、領主権力が非稲作社会である山村を実際どのように位置づけ、支配しようとしていたのかについて考察してきた。いままで明らかにしてきたことをまとめ、むすびにかえたい。

まず「騒動」において、幕府が直接軍を派遣した真意はどこにあったのかについては、「騒動」を書き留めた史料類が、いずれも朱印下賜の経緯を強調しているように、幕府から朱印を下賜された「公儀」に連なる者を殺害したこと、すなわち「公儀」否定にあったと言える。幕府は山間部を無主の地＝公儀地として石高制のなかに位置づけており、公儀によって支配がなされるという論理に基づくものであった。福田氏がいわれるような石高制貫徹のための武力行使ではなく、ましてや稲作社会と非稲作社会との最終的な対決であったわけではない。「騒動」の性格を再検討すれば、武器の所持はみられるものあくまで土豪層の内部対立にすぎず、領主支配に対する反抗でも、ましてや体制否定でもない。椎葉山「一揆」と称されるようなものではないのである。

次に「騒動」後の山中の動向については、「騒動」を通して明確化された「公儀」支配論理の貫徹が図られる。しかし山中では依然批判勢力が存在し、山中での「御朱印方」の非法など「公儀」支配の不当性に激しい抵抗をみせる。結果的に幕府は、

山中の「御朱印方」との直接的関係を否定し、これを人吉藩に代えることで新たな「公儀」支配秩序の構築を図ろうとする。明暦二年の椎葉山の人吉藩預所成立は、山中での「出入り」を直接的契機としているが、公儀としての幕府権力の確立・安定化を背景としていることは明らかである。

さて、人吉藩預所となった椎葉山では、山中の行政組織化が図られるが、それらはすべて従来の「御朱印方」支配に依拠したものであった。また山中での苗字・帯刀に関しては、彼らの由緒など不明な部分が多いものの、藩は原則としてそれを認めており、年貢賦課や柚入りでの使役などを理由に幕府へも積極的に働きかけている。これを見る限り、領主権力には山村社会・文化を否定しようとする意図はみられない。

近世石高制社会においては、非稲作の畑作社会は経済的には低位に位置づけられてはいるものの、領主権力がこれらを抹殺する必要があったとは考えられない。稲作社会と非稲作社会との関係を、対抗関係としてや、前者による後者の抹殺・解体として捉えることはできない。非稲作社会が「公儀」支配論理のもとにある限り、その社会を否定する必要はなく、山村社会秩序・文化は容認され、伝承されていくのである。

註

- (1) 福田アジオ「近世初期山村一揆論―北山・椎葉山・祖谷山―」(国立歴史民俗博物館研究報告)第六集、一九八八)
- (2) 新訂増補国史大系『徳川実紀』第二篇、一七三頁
- (3) 福田氏前掲論文、五〇～五一頁
- (4) 右同、五二頁
- (5) 佐々木高明「畑作文化と稲作文化」(岩波講座日本歴史)第一巻、一九九三) 二六〇頁
- (6) 熊本県立図書館蔵相良文書
- (7)(8) 『大日本史料』第十二編之三十一
- (9) 新訂増補国史大系『徳川実紀』第二篇
- (10) 新訂『寛政重修諸家譜』第十阿部正之、『同』第十一久保保成
- (11) 三好利八『村史考』第一に筆耕史料所収、現在所在不明

- (12) 宮崎県東臼杵郡椎葉村椎葉安蔵氏所蔵文書
- (13) 右同所十根川神社所蔵文書
- (14) 右同所椎葉操氏所蔵文書
- (15) 宝曆十四甲申四月「椎葉山苗字帯刀一件覚 御年貢方」(明治大学所蔵内藤家文書)
- (16) 落合新八郎の日向巢鷹検分については、『鹿児島県史料 旧記雑録後編二』二〇五に次のような記事がある。
- 日向巢鷹儀付而、差越落合新八候、案内者相添、尋出到来、可悦思召候、次落合其元逗留、宿以下可馳走候也、
- 「朱カキ」
- 「文禄二年」二月八日 ○「太閤朱印」
- 羽柴薩「侍従留主居
- (17) 安永七戌年六月「椎葉山鷹巢山御朱印写松平右近將監様江被差出候一件覚」(内藤家文書)
- (18) 「殿中ニ而御尋之節申上候条々」(熊本県立図書館蔵)
- (19) 「歴代参考」『大日本史料』第十二編之三十一)
- (20) 「殿中ニ而御尋之節申上候条々」(熊本県立図書館蔵)
- (21) (22) 「歴代参考」『大日本史料』第十二編之三十一)
- (23) 元和五年八月二十二日付「上使椎葉山へ控御立候うつし」(熊本県立図書館蔵)
- (24) 福田氏前掲論文、五〇～五一頁
- (25) 「騒動」後、椎葉山では延享三年まで二三〇年近くも無年貢・無役地とされ、幕府が石高制を強要・貫徹させようとした形跡は認められない。
- (26) 元和五年八月二十二日付「上使椎葉山へ控御立候うつし」(熊本県立図書館蔵)
- (27) 元和五年八月二十二日付「御朱印方之者差上申一札之写」(熊本県立図書館蔵)
- (28) 寛永五年二月八日付「此山法度之事」(熊本県立図書館蔵)
- (29) 寛永十四年八月十六日付「覚」(熊本県立図書館蔵)
- (30) 寛永四年三月三日付「墨付」(熊本県立図書館蔵)
- (31) (32) (明暦二年か)「椎葉山入組江戸へ注進書状」(熊本県立図書館蔵)
- (33) 年不詳「覚」川口甚六申分」(熊本県立図書館蔵)
- (34) (35) (明暦二年か)「椎葉山入組江戸へ注進書状」(熊本県立図書館蔵)
- (36) 「殿中ニ而御尋之節申上候条々」(熊本県立図書館蔵)
- (37) 「覚」椎葉山ニ関スル件」(熊本県立図書館蔵)
- (38) 拙稿「高外地における領主仕置権に関する一考察―預所椎葉山への人吉藩の自分仕置権について―」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』雄山閣出版、一九九三)
- (39) 明暦二申閏四月十八日「江戸幕府老中連署奉書」(『大日本古文書』家わけ五ノ二「相良家文書之二」九四七)
- (40) 「椎葉山之覚」(椎葉安蔵氏所蔵文書)
- (41) 明暦二申十一月廿六日「江戸幕府老中連署奉書」(『大日本古文書』家わけ五ノ二「相良家文書之二」九五四)
- (42) (43) 「椎葉山由来記」(椎葉操氏所蔵文書)
- (44) 宝曆十一年六月「御料御巡見使御越山之節椎葉山役人并百姓中御答申上候覚」(那須安蔵氏所蔵文書)
- (45) 宮崎克則「南九州諸藩における『武士』と『百姓』の一揆」(九州大学文学部附属九州文化史研究施設紀要) 三八、一九九三) 二二七頁
- (46) 安永七年「椎葉山家数牛馬改帳」(内藤家文書)
- (47) 「椎葉山根元記」(三好利八『村史考』第一所収)
- (48) 宝曆十一年六月「御料御巡見使御越山之節椎葉山役人并百姓中御答申上候覚」(那須安蔵氏所蔵文書)
- (49) 「椎葉山根元記」(三好利八『村史考』第一所収)
- (50) 「椎葉山内農業稼方其外品々書付」(『日本農業全集』第三十四卷)
- (51) 宝曆十四甲申四月「椎葉山苗字帯刀一件覚 御年貢方」(内藤家文書)